2. 制度 (医療計画·介護保険事業計画)

「医療計画の見直しについて」

~「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント~

○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が 達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

<u>〇在宅医療に係る圏域の設定について</u>

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の 二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られる よう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

- ⇒疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、そのため、
 - ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
 - ・さらに、把握した現状を基に**課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成する** ための施策・事業を策定すること
 - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を 行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
 - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること

といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

在宅医療の体制

退院支援

- 〇入院医療機関と在宅医療 に係る機関との協働によ る退院支援の実施
 - •病院•診療所
 - •訪問看護事業所
 - ·薬局
 - •居宅介護支援事業所
 - ・地域包括支援センター
 - ・在宅医療において積極 的役割を担う医療機関
 - ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 〇 緩和ケアの提供
- 〇 家族への支援

病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所、 地域包括支援センター、介護老人保健施設

短期入所サービス提供施設

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

在宅医療に必要な連携を担う拠点

急変

急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制 及び入院病床の確保
 - •病院•診療所
 - •訪問看護事業所
 - •薬局
 - 在宅医療において積極的役割を担う医療機関
 - ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

看取り

- 〇住み慣れた自宅や介護 施設等、患者が望む場 所での看取りの実施
 - •病院•診療所
 - •訪問看護事業所
 - 薬局
 - ·居宅介護支援事業所
 - ・地域包括支援センター
 - ・在宅医療において積極 的役割を担う医療機関
 - ・在宅医療に必要な連携を担う拠点等

在宅医療の体制

体制	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
目標	●入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること	●患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	●在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、 在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所 及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な 連携による診療体制を確保すること	●住み慣れた自宅や介護施設等、患者 が望む場所での看取りを行うことがで きる体制を確保すること
関係機関の例	 病院・診療所 ● 請問看護事業所 ● 選長宅介護支援事業所 ● 地域包括支援センター ● 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ● 在宅医療に必要な連携を担う拠点 ※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。 	 ●病院・診療所 ●薬局 ●居宅介護支援事業所 ●地域包括支援センター ●介護老人保健施設 ●短期入所サービス提供施設 ●在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ●在宅医療に必要な連携を担う拠点 	●病院・診療所●訪問看護事業所●薬局●在宅医療において積極的役割を担う医療 機関●在宅医療に必要な連携を担う拠点	 病院・診療所 訪問看護事業所 薬局 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 在宅医療に必要な連携を担う拠点
求められる事	【入院医療機関】 ●退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること 【在宅医療に係る機関】 ●在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること ●高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること	【在宅医療に係る機関】 ●相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること ●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ●医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること	【在宅医療に係る機関】 ●病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること ●24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保すること 【入院医療機関】 ●在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関(特に無床診療所)が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと ●重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること	【在宅医療に係る機関】 ●終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ●患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと ●介護施設等による看取りを必要に応じて支援できること 【入院医療機関】 ●在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること
事項(抄)	【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】 ●医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと ●卒後初期臨床研修制度(歯科の場合、卒後臨床研修制度)における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること		●入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと●災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	
	【在宅医療に必要な連携を担う拠点】 ●地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ●質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間		● 地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、 退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと	

●質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間 体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること

●在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること

医療や住まいとの連携も視野に入れた

第5期介護保険事業(支援)計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画(平成24~26年度)では次の取組を推進。
 - 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
 - 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

日常生活圏域ニーズ調査

(郵送+未回収者への訪問による調査)

- どの圏域に、
- どのようなニーズをもった高齢者が、
- どの程度生活しているのか

地域の課題や 必要となるサービス を把握・分析

調査項目 (例)

- ○身体機能・日常生活機能 (ADL · IADL)
- ○住まいの状況
- ○認知症状
- ○疾病状況

介護保険事業(支援)計画

これまでの主な記載事項

- 圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業(市町村)
- 介護人材の確保策(都道府県)など

地域の実情を踏まえて記載する新たな内容

- 認知症支援策の充実
- 医療との連携
- 高齢者の居住に係る施策との連携

